

令和8年度

田辺市みんなでまちづくり補助金
2次募集要項

施 設 整 備 補 助
(ハード事業)

田辺市企画部自治振興課

(TEL0739-26-9911 市民活動係)

令和8年度田辺市みんなでまちづくり補助金（施設整備補助） 2次募集要項

1 目的

地域の自然、歴史、文化等の地域資源を活用した施設の整備等、新たに地域住民が主体的に実施する個性あるまちづくり活動を支援することにより、地域資源を生かした住民参加による個性的な地域づくりの推進を図ることを目的とします。

2 補助対象者

補助の対象者は、市内において地域づくりに取り組んでいる地域住民により組織された団体（法人格の有無は問いません。）で、次のいずれかに該当する団体は除きます。

- (1) 運営において、本市の負担金、補助金又は交付金を受けている団体
- (2) 営利を目的としている団体
- (3) 宗教活動を目的としている団体
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対とすることを目的としている団体
- (5) その他上記の目的に適合しないと認められる団体

3 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、令和8年9月1日から令和9年3月31日までの間に実施する事業で、民間が所有する用地に公共性の高い施設等を整備する事業で次の全ての要件を満たすものです。

- (1) 田辺市の各地域の自然資源、文化資源又は歴史的特性を生かして地域の整備を行う事業又は公益に寄与する施設等の整備で、次に掲げるものであること
 - ・緑や水を生かした緑地、公園等の整備
 - ・自然環境や歴史に関する解説板の整備
 - ・自然の中のレクリエーション施設（遊歩道、キャンプ場等）の整備
 - ・非営利公益活動に供する施設等を整備する事業
 - ・上記に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの
- (2) 地域の活性化につながる施設等の整備事業であり、地域の合意が得られるものであること
- (3) 地域の住民に限らず、広く市民が利用又は参加できる開かれた施設等の整備事業であること
- (4) 施設の整備後は、少なくとも5年間は同じ目的に利用されること
- (5) 施設整備後における維持管理については、補助対象者の責任において実施すること

※ただし、上記の事業に該当するものであっても、次のいずれかに該当する事業は原則として補助の対象としません。

- ① 本市の他の負担金、補助金又は交付金を受けている事業
- ② 補助金交付申請書の提出前に当該事業に着手し、又は完了している事業
- ③ 収益を伴う事業
- ④ 基盤整備や維持管理に関する事業
- ⑤ 宗教活動を目的とする事業
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持又は反対とすることを目的としているとき
- ⑦ その他上記の目的に適合しない事業

4 補助金額

補助対象経費（事業に要する費用から別表の補助対象外経費を除いた額又は国、県等の補助金等を差し引いた額のいずれか少ない額）の 3/4 以内の金額（1,000 円未満切捨て）で、限度額は 100 万円です。（予算の範囲内で対応）

5 申請方法

(1) 補助金の交付を希望する団体は、次の書類を各 1 部、田辺市役所企画部自治振興課又は各行政局総務課に提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 事業費明細書
- ④ 団体調書
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 同意書
- ⑦ 規約（もしくは会則、定款等）及び会員名簿
- ⑧ 事業実施場所の地図及び写真
- ⑨ 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 申請件数は 1 団体 1 事業とします。

6 審査委員会

審査委員会では、新規性、持続発展性、市民参画・地域連携性、公益性、経費の妥当性等の基準に基づき総合的に審査します。なお、審査の結果により補助金額を変更することがあります。

7 交付決定と支払

(1) 交付決定は、審査委員会の結果に基づき、市長が決定します。審査委員会では、申請団体から事業について説明していただきます。審査委員会の日程は別途ご案内します。

(2) 補助金の支払は、事業終了後に実績報告を提出いただき、検査を行った後、補助金額を確定して申請団体の口座に振り込みます。なお、所定の書類を提出していただくことにより、実績報告前に交付決定の額を限度とし概算払することができます。

8 申請期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 30 日（水）までに申請書を提出してください。

※ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

9 申請、問い合わせ先

田辺市企画部自治振興課 市民活動係（田辺市役所 5 階、TEL0739-26-9911）

※申請については、各行政局総務課でも受付しています。

10 注意事項

- (1) 過去に本補助金（旧田辺市のまちづくりがんばれ補助金を含む）を受けたハード事業は、申請できません。
- (2) 交付申請前に当該事業に着手した場合、または申請時点で事業が完了している場合は、補助対象となりません。事業開始時期には十分ご注意ください。
- (3) 申請団体は、事業の実施において、各種法令を遵守するとともに、生命、財産等に危険が生じないよう対応し、万一の事故及び施設の維持管理等に責任をもって対処するものとします。
- (4) 申請事業は、地域づくり事業の先進事例でもありますので、広く公開・広報しますのでご了承ください。

別表

補助対象経費	補助対象外経費
用地造成及び施設整備に要する費用	市長が補助金の交付目的に適合しないと認める経費